

2021年6月20日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東北圏地域づくりコンソーシアム（以下「本法人」という。）が、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、本法人の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(法人の責務)

第2条 この規程の解釈及び運用に当たっては、一般に情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(情報公開の方法)

第3条 本法人は、法令の規定に基づき情報の開示を行うほか、この規程および個人情報保護に関する基本方針の定めるところに従い、主たる事務所への備置き又はインターネットを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

2 本法人は、別表に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

3 本法人は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧等に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対してはこの限りでない。

(閲覧等に関する事務)

第4条 別表に掲げる書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 別に定める閲覧等申請書に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

(2) 閲覧等申請書が提出されたときは、別に定める閲覧受付簿に必要事項を記載し、申請された書類を閲覧に供する。

(3) 閲覧等の請求については、請求した者から実費を徴収する。

別表 対象書類等の名称および備置期間

1 定款 永久

2 事業計画書、収支予算書 当該事業年度の終了時まで

3 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書、これらの附属明細書並びに財産目録 5年間

4 理事会議事録、総会議事録 10年間

(以上)